

平成24年7月から

外国人住民の方に関する制度が変わります

171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、平成21年7月15日に公布されました。これにより、外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法が適用されるようになります。

この制度の施行は平成24年7月9日です。



■住民票が作成される外国人の方

中長期在留者	3ヶ月を超える在留期間が決定された外国人(短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された方は除く)
特別永住者	入管特例法により定められている特別永住者
一時庇護許可者、または仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮に日本に滞在が許可された外国人
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます)

外国人住民の方にも住民票が作成されます。それに伴い、日本人と外国人で構成される世帯についても世帯全員が記載された住民票を発行できるようになります。

外国人住民の方にも日本人と同様に住民票が作成されます。それに伴い、日本人と外国人で構成される世帯についても世帯全員が記載された住民票を発行できるようになります。

◆仮住民票の確認をお願いします

外国人住民票の作成対象者の方には事前に仮の住民票(仮住民票)を作成し送付しています。仮住民票は外国人登録原票をもとに作成します。仮住民票の内容をご確認いただき、誤り・変更がありましたら南部町役場町民生活課までご連絡ください。

外国人登録証明書にかわり、在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます

外国人登録制度の廃止に伴い、「外国人登録証明書」に替わって「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

◆在留カード

在留カードは上陸許可や在留に係る許可を受けた方に対して入国管理局で交付されます。新たな在留期間導入後、一定期間は中長期在留者の方が現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

永住者の方については、新たな在留管理制度導入後3年以内に在留カードの交付を入国管理局に申請していただく必要があります。

◆特別永住者証明書

特別永住者証明書は特別永住者に対して交付されます。交付申請窓口はこれまでどおり南部町役場町民生活課です。

新たな在留管理制度施行後、すぐに特別永住者証明書に切り替える必要はありませんが、現在所持している外国人登録証明書の次回確認(切替)申請基準日までに、特別永住者証明書への切替手続きをしていただく必要があります。

市町村役場への届出が変更になります

外国人登録制度では、他の市区町村へ住所を移した場合、転入先の市区町村役場で居住地変更登録を申請する事となっており、もとの住所地での手続きは必要ありませんでした。

新制度施行後は日本人と同様に住所の住所地の役場で転出届出をして「転出証明書」の交付を受けた後、転入先の市区町村役場で転入届出をする必要があります。

また、在留資格の変更や在留期間の更新などの手続きは入国管理局への手続きのみで、役場での手続きは不要となります。

【問合せ先】町民生活課 ☎66・3114